

条例策定過程でいただいた犯罪被害者等支援施策への意見

1 「愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議」における支援施策への意見

- 令和3年度に開催した「愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議」の第3回会議でいただいた支援施策への意見は以下のとおり。

項目	意見概要
相談・情報の提供等	・総合的対応窓口は県民相談・情報センターとのことだが、県民情報・相談センターという名称では犯罪被害者等支援に関係するものだと一見して分からないため、条例制定後、新たに被害者支援に関する総合窓口を設置するべきではないか。
	・明確な窓口自体は、県としては実際に用意している。ただ、実際に支援を受けようとしている人には分からない状況である。設置する、設置しないという問題とは別で、110番通報とか119番通報みたいな、それくらいのイメージで、被害に遭ったら直ぐに連絡できて、対応が始まるというような具体的な取組方での充実をしていくことであると思う。
	・窓口はというと、担当する方がきちんと能力がないことで、助けを求めたのにそこで助けを受けられず、二次被害的なものが生じてくるということもある。
経済的負担の軽減	・安心して寝られることが大切で、それが脅かされると回復が遅れ、状況がより悪くなるので居住の安定が大事である。しかし、転居費用が払えないことで転居を断念する被害者も多く見えるため、転居費用の支援が必要だと考える。
	・補助制度の中で弁護士費用に充てて下さい、支援しますということが明記されることで、犯罪被害者等が直面している困難を県民に理解されるという側面もあると考える。
	・犯罪被害者等見舞金は、60万円と高額であることはありがたいが、生活にとって必要な金額というのは、物価の上昇等により変わってくるため、金額が十分かということは、経済状況に合わせて見直していただきたい。
民間支援団体に対する支援	・民間支援団体へも、被害者支援団体へも、ともに被害者支援を盛り上げていくという意味で十分な予算を取っていただきたい。

2 「愛知県犯罪被害者等支援条例骨子案に対する県民意見募集」における「2県が行う基本的な施策」に係る主な意見

- 「愛知県犯罪被害者等支援条例骨子案に対する県民意見募集」（以下、意見募集）に提出された意見のうち、「2県が行う基本的な施策」に係る主な意見は以下のとおり。

項目	主な意見
全般的な内容について	・犯罪被害者の日常生活の手助けとなるよう、福祉の観点（介護、子育て）で、既存の福祉制度が利用できるよう、利用対象者を犯罪被害者等に拡大されることを望む。
相談・情報の提供等	・一箇所の窓口ですべての支援へのアクセスが可能になるような総合的なワンストップ窓口の設置を要望する ・総合支援窓口を設置して、そこに犯罪被害者支援に専従する職員（支援員）を配置してそのための人材育成を行っていただきたい ・本庁舎だけでなく、三河地域にも相談窓口の開設をお願いする
県民の理解	・二次被害には、犯罪の様態それぞれに固有のものがあるため、広報・啓発を企画するにあたっては、当事者の方々の意見やアイデアを必ず取り入れて実施していただくことを要望する ・被害者支援条例があることを、すべての県民が「誰でも知っている」よう、また、「どこに窓口があるのか」、分かりやすく広く広報啓発をして欲しい
経済的負担の軽減	・被害者側が犯罪の被害により長く後遺症が残った場合は通常診療と同様の扱いで自己負担をさせられないことがないよう、県が国と連携して体制を作っていただきたい。
民間支援団体に対する支援	・支援者が安心して支援を行うことができるためには、安定的な運営が大変重要であるため、その点への支援を要望
その他	・法律相談費用が出る、ということであれば、そのように躊躇することなく法律相談をすることができるようになる。また、転居費用を支援することができるとうい。